

朝日町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

朝日町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、学校取り巻く環境が複雑化、多様化する中、教育職員（以下、本計画の文中では「教職員」という）の業務量は増加・複雑化の傾向にある。

このような状況を打開し、すべての子供たちにより良い教育を届けるためには、「働きやすさ」と「働きがい」が両立する環境の中で、業務改善を一層加速させていく必要があるため、国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条」の一部改正、及び文部科学省の指針に基づき、朝日町教育委員会（以下、「教育委員会」という）は、「朝日町教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するものである。

(2) 朝日町の現状

町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「朝日町立学校の教育職員の在校職員の上限に関する方針」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子供と向き合う時間の確保を目指し、これまでに、校務支援システムの導入や学校行事等スリム化の検討、地域学校協働本部の設置、部活動の地域展開、下校時間の繰り上げなど様々な実効性のある取組を行ってきたところである。

資料1、**資料2**は調査の結果である。（令和元年度（「朝日町立学校の教育職員の在校職員の上限に関する方針」策定前）と令和6年度の比較）

資料1 年間の平均時間外在校等時間（月当たり）

	令和元年度	令和6年度	令和元年度比 (令和6年度－令和元年度)
小学校	49.5時間	38.1時間	▲11.4h
中学校	63.1時間	34.1時間	▲29.0h

資料2 平均時間外在校等時間が月45時間を上回る人数

	令和元年度	令和6年度
小学校	21人 (61.8%)	7人 (20.0%)
中学校	12人 (57.1%)	6人 (30.0%)

○上記のうち、平均時間外在校等時間が月80時間を上回る人数

	令和元年度	令和6年度
小学校	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
中学校	6人 (30.0%)	0人 (0.0%)

在校等時間縮減に向けた様々な取組の結果、**資料1**のとおり、年間の平均時間外在校等時間（月当たり）は、「朝日町立学校の教育職員の在校職員の上限に関する方針」策定前の令和元年度と比べると、小学校では11.4時間減少（R元:49.5h→R6:38.1h）、中学校では29.0時間減少（R元:63.1h→R6:34.1h）している。

資料2からは、平均時間外在校等時間が45時間を上回る人の割合は、令和6年度には小学校が20.0%、中学校が30.0%と令和元年度と比較すると小さくなっているが、一定割合いることがわかる。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間を超える教職員をゼロにする。
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

資料3 年次有給休暇の平均取得日数の状況

令和6年	令和7年
13.9日	14.3日

- 教職員が、児童生徒や保護者と信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

時間外在校等時間を削減することのみを目指すものではなく、業務改善を進めた結果として、子供たちと向き合う時間が確保できたり、よりよい教育の実現のために、授業の準備や自己研鑽を確保できたりすることにより、学びの変革や学校の内方の変革が進むことを目指すものである。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※文部科学省の指針に基づく

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の期間中、業務の見直し・適正化及び必要な環境整備等を進めるにあたり、以下の5つの重点事項に取り組む。

【重点取組1 業務改善の推進】

〈教育委員会の取組〉

- 「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査や学校業務の適正化に係る見直しを進める。
- ・「学校以外が担うべき業務」について、地域人材等との連絡調整においては、地域学校協働本部と連携するなど、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講じる。
- ・「教師以外が積極的に参画すべき業務」について、業務の縮減、デジタル技術の活用を図りながら、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講じる。
- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、業務の精選、校務のDX化の促進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進など、教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講じる。

〈学校の取組〉

- 「学校と教師の業務の3分類」に基づき、学校の実情に応じた業務の精選と優先順位の設定を行う。
- ・校務分掌の見直し等により、教職員間の業務の偏りを平準化する。
- ・学校行事等について、児童生徒にとって本当に必要かどうか、学校が担うべきものかどうかの視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化などを進める。
- ・教職員の勤務実態を把握し、業務量管理を適切に行う。
- ・児童生徒の活動時間の設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う。
- ・教育課程の編成・実施について、教職員の働き方に配慮し、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえて、適切な年間計画を編成・実施する。

【重点取組2 働く環境の整備】

〈教育委員会の取組〉

- ・育児、介護など様々な状況を抱えながら勤務との両立を図ろうとしている教職員にとって、個々の教職員が置かれている状況に応じた柔軟な働き方が可能となるような環境の整備を推進する。
- ・ストレスチェックについて、すべての学校において適切に実施されるよう必要な措置を図る。
- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を勧奨する。
- ・メンタルヘルスに関する相談等を実施する。

〈学校の取組〉

- ・年次有給休暇について、まとまった日数での連続取得を促進する。
- ・すべての教職員について、ストレスチェックを適切に実施する。
- ・時間外在校等時間が一定時間を超えた者や高ストレスと判定された者等に対して、医師による面接指導を奨励する。
- ・定期健康診断の結果に基づき、健康に異常が認められた者に対して、精密検査や必要な審査を受けるよう勧奨する等の措置をとる。
- ・若手職員を支える体制を構築するため、若手職員と年齢が近い中堅教職員や経験豊富なベテラン教職員に気軽に相談できるような体制づくりなど、相談しやすい職場づくりを進める。

【重点取組 3 部活動改革（認定地域クラブ活動の展開）】

〈教育委員会の取組〉

- ・令和3年度より国に先駆け段階的に進めてきた部活動の地域移行・地域展開について、休日・平日共にすべての部活動を地域等が主体となる認定地域クラブ活動として実施する。
- ・町スポーツ協会や各競技団体、文化・芸術団体などから構成される朝日町認定地域クラブの活動運営協議会との連携等を推進し、認定地域区クラブの展開を図る。

〈学校の取組〉

- ・部活動を地域展開した場合にも、各認定地域クラブと適切な連携・協力を努める。
- ・地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教職員の兼職兼業等を円滑に行うため、教育委員会と必要な連絡調整等を行う。

【重点取組 4 地域・専門人材の活用】

〈教育委員会の取組〉

- ・授業の準備や後片付け、作品展示、環境整備、また学習評価や成績処理の補助等について、スクール・サポート・スタッフをはじめとした外部人材の活用を進める。
- ・校務の負担軽減と ICT 機器の利活用の促進のため、ICT 支援員を配置する。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門的知識・経験を有する人材の活用を進める。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応として、法的観点から指導・助言できるよう弁護士等の専門家を活用する。

〈学校の取組〉

- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、整理と切り出しを行い、地域人材や教員 OB の協力を得る等、負担軽減を図る。

- ・支援が必要な児童生徒・家庭の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門知識・経験を有する人材による、より効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進する。

【重点取組5 意識改革・理解促進】

〈教育委員会の取組〉

- ・管理職を含むすべての教職員等に対して、「働き方改革」について理解を深める情報提供に努める。
- ・時間外在校等時間の把握とデータ分析等、各学校の状況を確認する。
- ・各学校における業務改善の取組状況を確認し、効果的な取組の横展開を図る。
- ・保護者や地域等に対して、学校の働き方改革に関する情報発信と協力依頼に努める。

〈学校の取組〉

- ・年度ごとに策定する教育計画等に、教職員の働き方に関する視点を取り入れる。
- ・校内において、業務改善のためのワーキンググループや研修会等、若手～中堅教職員をはじめとした多様な意見を吸い上げ、具体化することのできる体制の整備に努める。
- ・教職員の在校等時間を校外や土日、祝日などにおける校務についても、できる限り把握する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教職員の時間外在校等時間を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、業務の見直しや校長の指導にも関わらず、時間外在校等時間の長時間化が改善されない教職員については、年度途中であっても教育委員会が直接指導・相談を行う。

また、各学校における「働き方改革」の取組が進むよう、教育委員会が様々な機会を捉え保護者や地域に対して本計画の周知を図る。

各学校においては、校長や管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の「働き方改革」に向けた取組を実施し、その成果について教育委員会に報告する。